

令和元年 第8回総会・会議録

1. 日 時 令和元年8月9日(金) 午前10時00～10時40分

2. 場 所 小倉南区役所4階 特A会議室

3. 出席委員 農業委員 (17名)

1番 藤堂 孝雄	3番 間 勉	4番 川江 秀孝
5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝	7番 大川 國保
8番 村上 護	9番 柳野 保博	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	14番 古海 博
15番 濱中 興三	16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智
18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄	

農地利用最適化推進委員 (13名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章	32番 中畑 栄
33番 寺岡 朝治		

4. 欠席委員 (3名)

2番 森上 恵美香	13番 下澤 茂道	26番 尾上 進
-----------	-----------	----------

5. 事務局・出席職員 (6名)

事務局長 橋本 浩司	次 長 石丸 校寛
係 長 村上 尚人	主 任 平岡 幹夫
主 任 今村 学	主 任 沼下 眞

## 6. 報告事項

報告第 29 号 許可又は受理の取消願について	1 件
報告第 30 号 非農地証明願について	2 件
報告第 31 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	1 件
報告第 32 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	10 件
報告第 33 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	9 件
報告第 34 号 農地法施行規則該当転用届について	1 件

## 7. 議案及び結果

### (1) 農地関係

議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件

### (2) 農政関係

議案第 34 号 令和 2 年度予算等に係る要望（案）について

事務局長

おはようございます。定刻 10 時になりましたので、ただ今より令和元年第 8 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、3 名欠席で 30 名出席がございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

井手尾会長

ただ今より令和元年第 8 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 28 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 8 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

令和元年 8 月 9 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 29 号許可又は受理の取消願について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 30 号非農地証明願について  
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、2 件ご報告いたします。

報告第 31 号農地法第 3 条の規定による届出について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 32 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による  
農地転用届出について  
<第 1～10 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、10 件ご報告いたします。

報告第 33 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による  
農地転用届出について  
<第 1～9 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、9 件ご報告いたします。

報告第 34 号農地法施行規則該当転用届について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご報告いたします。

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

井手尾会長

それでは、これより議案の審議に入ります。  
続きまして議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 32 号農地法第 3 条の規定による許可申請について  
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>  
以上、1 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは今回、現地調査を行っていただいた、小倉南区葛原元町地区担  
当の大迫委員、報告をお願いいたします。

大迫委員

この件は、経営規模拡大ということで特に問題ないと思われまので、  
よろしくをお願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 32 号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いいたします。

事務局

議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請について  
＜第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞  
以上、1 件ご審議をお願いいたします。

井手尾会長

それでは、今月担当の第 1 調査委員会 中村調査長から報告をお願いいたします。

中村調査長

先程、調査委員会を開きましたが、地図を見て頂きますと申請地と道路の間はすでにタカギの駐車場として、利用されている土地でございます。駐車場の拡張ということで水路等何も問題はございませんので、許可相当という結論になりましたことを報告いたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

井手尾会長

ご異議は無いようですので、議案第 33 号につきましては、許可相当と決定いたします。

それでは、引き続き農政関係で、議案が 1 件ございます。事務局説明をお願いいたします。

それでは、一般議案の方に移らせていただきます。お手元に資料をお配りしております。

議案第 34 号「令和 2 年度予算等に係る要望（案）について」ご説明させていただきます。

事務局

(次長より説明)

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。  
前回、奥野委員から指摘されたことについて、今事務局から説明した内容で文言を入れております。一ヶ月前にお配りしておりますので、目を通

していただいたと思いますが、何か他にございますか。

私の方からこのため池の関係について、前回農政事務所の奨励員会議でため池の要らないところは届出を出してくださいと。国の指示によって責任を持って要らないため池については整理すると。但し、これは難しいですし、簡単にはいきません。個人の名義であれば個人と話が出来ますが、複数の持ち主があって了解を取らないと、勝手に工事することは出来ないわけです。それで農政事務所の所長とも話をしまして、その問題に関しては厳しいなど。必要性がないと挙げて、市が勝手に工事は出来ませんとなっているわけです。所有権がついている問題、それから人民共有の場合だったら、人民共有の代表者で届出をすれば、必要性がなければ工事できますよと。必要のあるため池についてはどういう形ですかというのが一番の問題になります。河川の下に池がある場合については、流出がどこかに貯水を持っているわけです。持っているところがいっぱいになれば、当然河川課が揚げます。しかし池に流れこんだものは所有権の問題があるから揚げませんとくるわけです。非常に問題なのです。山から流れ込んでくるものは、山から土砂が入ってきた時に山の持ち主がどういう整備をなさないとこの関係も絡んできますので、非常に複雑な問題です。今後、市との要望の中でここを強調して、今、市が言っているのは三割負担ですよ。しかし農家戸数も管理者も減ってきている、そして三割負担というのは莫大な費用がかかるわけです。ここら辺を市と、多面的機能も含めて、そういう池の管理は地元がやっているけれど、土砂の侵入とか色々な問題をどういう形で市としては取り組んでいくのかと。国からの指示でため池は全部調査しなさいと、県もやっています。東西で300位あると言っていたでしょうか。

事務局長

全部で500あって、3分の2の300が民間所有ということですよ。

井手尾会長

どういう形で調査が終わっているか、その調査の結果をまず聞きたいと。今後、市としてはそういう危険性があるため池については、どういう形でやるのか、地元とどういう形で話を進めるのかということで、私は話を進めて参りたいと思います。そのような考えでいることを皆さんにお伝えしておきます。井堰の問題については、前回もお話したように市は調査をしています。調査が終わった時点でどういう形で補強なり、きちんとやっていくのか自ずからでできますから、今回は私の方からは、ため池を重視して災害を失くすと。ある県、国の関係の人との座談会があった時に考えを尋ねた時に、やはり耕作者が減って、管理者の人数が減って、地元の負担が大変だと、何か法律を変えなければいけないとちょっとした余談話まで出ました。今後我々がそういう問題を突き出すことによって、方向性を見出していききたいという考え方です。そういうことで進めさせていただきた

いと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問等がございませんので要望書については決定とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、27 番村田委員と 28 番 平尾委員です。よろしくお願いいたします。これをもちまして令和元年第 8 回総会を終わります。お疲れさまでした。